

町有地公募売却 一般競争入札応募要領

申込期間 令和4年5月2日（月）から5月31日（火）

入札日時 令和4年6月15日（水）午前10時

由仁町総務課

目 次

◆ 町有地公募売却一般競争入札の概要	1・2
◆ 一般競争入札物件一覧表	3
◆ 町有地公募売却一般競争入札要領	4～7
1 入札参加者の応募資格	4
2 契約上の特約	4
3 売払いの主な条件	4
4 入札の参加申込み	5
5 入札方法	5
6 契約の締結	6
7 売買代金の支払方法	6
8 所有権の移転	7
9 地方自治法施行令（抄）	7
◆ 申込提出書類等	8～16
申込提出書類一覧表	8
町有地公募売却一般競争入札参加申請書	9
町有地公募売却一般競争入札参加申請書（記入例）	10
誓約書	11
入札保証金還付振込先指定書	12
委任状	13
委任状（記入例）	14
入札書	15
入札書（記入例）	16
◆ 入札日の持参品	17
◆ 入札会場での手順	17
◆ 入札参加申請書提出先・入札会場 案内図	18
◆ 入札辞退届	19
◆ 町有財産売買契約書（案）	20～22
◆ 入札物件調書	23～27

町有地公募売却一般競争の概要

公募売却方法は一般競争入札で、町が定めた最低売却価格以上で最も高い価格により入札した型を購入者（落札者）として決定します。入札条件につきましては、本書（4ページ）からの「町有地公募売却一般競争入札要領」をご覧ください。

1 物件の確認

購入を希望される方は、一般競争入札物件一覧表、町有地公募売却一般競争入札要領及び入札物件調書等を十分にお読みになり、現地等を必ず確認のうえ、ご参加ください。

（本書3～7、23～28ページ参照）



2 参加申込受付及び入札保証金の納付

購入希望者は、本書に添付の「町有地公募売却一般競争入札参加申請書」（9ページ）・「誓約書」（11ページ）・「入札保証金還付振込先指定書」（12ページ）に必要事項を記入・押印のうえ、関係書類を添えて、役場2階総務課に受付期間内に持参又は郵送してください。また、申込み後、町が発行する納入通知書により、各自が見積もる入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の入札保証金を納付していただきます。

（本書8ページ「申込提出書類一覧表」参照）

受付期間 令和4年5月2日（月）から5月31日（火）

午前8時30分から午後5時（閉庁日を除く）



3 入札開催の通知

申込みをされ応募資格が認められた方に「町有地公募売却一般競争入札開催通知書」を、令和4年6月10日（金）までに送付します。

この通知書は大切に保管し、入札当日に必ずご持参ください。



4 入札日時

入札日 令和4年6月15日（水）午前10時



5 普通財産譲渡申請書の提出

関係書類を添付のうえ、契約日までに普通財産譲渡申請書を提出していただきます。（申請書は落札者にお渡しします。）



6 契約の締結

令和4年7月1日（金）までに、売買契約を締結していただきます。契約を締結されない場合には落札は無効になります。※入札保証金はお返ししません。



7 代金の支払い

次の2通りの方法があります。

（1）契約と同時に全額一括して支払う方法

（2）契約時に契約保証金として売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）を支払い、残金を契約締結日から30日以内に支払う方法

※入札保証金を契約保証金の一部に充てることもできます。



8 所有権の移転

売買代金が完納後に、町が所有権移転登記を行います。登録手数料はかかりませんが、登記に必要な登録免許税等は購入者の負担となります。

一般競争入札物件一覧表

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)
1	由仁町馬追104番17	宅地	305.10	1,895,000
2	由仁町馬追104番43	宅地	463.85	2,881,000
3	由仁町馬追104番44	宅地	398.61	2,476,000
4	由仁町三川旭町91番、 142番	宅地	278.79	1,128,000

※物件の詳細については、別冊の物件調書をご覧ください。

- 1 入札申込期間 令和4年5月2日（月）から5月31日（火）
午前8時30分から午後5時（閉庁日を除く）
- 2 申込受付場所 由仁町新光200番地 由仁町役場総務課
- 3 入札日 令和4年6月15日（水）午前10時
- 4 入札会場 由仁町役場3階 大会議室
- 5 入札参加に当たっての留意事項
 - (1) 入札の落札者で、契約の締結を辞退された場合は、入札保証金の返還はしません。
 - (2) 現地説明会は行いませんので、入札参加者は必ず事前に現地等を確認してください。
 - (3) 「町有地公募売却一般競争入札参加申請書」に記入間違いや記入漏れなどの不備がありますと申込みが無効となる場合がありますので、ご注意願います。

町有地公募売却一般競争入札要領

1 入札参加者の応募資格

個人、法人を問わず以下の（１）から（７）の条件に該当する方は申込みできます。

- （１） 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない方（本書７ページ参照）
- （２） 売買代金の支払いができる方（本書６、７ページ参照）
- （３） 町税等の滞納がない方
- （４） 個人については市町村・都道府県民税の滞納がない方
- （５） 法人については契約行為を行う本店又は支店、営業所の所在地により下記の滞納がない方
 - ア 町内業者にあつては法人町民税
 - イ 道内業者（町内業者を除く。）にあつては法人事業税
 - ウ 道外業者にあつては法人税の滞納がない方
- （６） 由仁町入札契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当していない方
- （７） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第５条の規定による観察処分を受けた団体及びその役職員又は構成員に該当しない方

2 契約上の特約

売買契約に当たっては、次の条件を付すこととします。

- （１） 禁止用途
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する公序良俗に反する用途に使用することはできません。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用できません。
- （２） 違約金の徴収
禁止用途に違反した場合には売買代金の30%を違約金として、町に支払わなければなりません。（契約解除となります。）
- （３） 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

3 売払いの主な条件

- （１） 土地は、現状有姿で建物、植木等を含めた引渡しとなります。
- （２） 地盤、地下埋設物、土壌等の調査は実施しておりませんので、事前に調査をされる方は、必ず由仁町総務課へご連絡のうえ、実施するようにしてください。
- （３） 必ず現地等をご確認してください。

- (4) 売買物件について、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受者において行っていただきます。

4 入札の参加申込み

(1) 入札参加申込み

入札参加希望者は、「町有地公募売却一般競争入札参加申請書」（本書9ページ）等の提出書類（「申込提出書類一覧表」本書8ページ参照）を受付場所（下記（3）参照）に直接持参してください。

※申請申込みを行わないと入札に参加できません。

(2) 入札保証金の納付

入札参加申込日に、1物件につき、各自が見積もる入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の入札保証金を納付していただきます。

落札にいたらなかった場合は、入札保証金は入札終了後、預金口座に振込みし、還付いたします。

(3) 受付期間及び入札保証金の納付期間

令和4年5月2日（月）から令和4年5月31日（火）まで

(4) 受付場所及び時間

由仁町新光200番地 由仁町役場 2階総務課（18ページ案内図を参照）

受付時間 午前9時から午後5時まで（閉庁日は除く）

(5) 一般競争入札参加者の決定

町有地公募売却一般競争入札参加申請書が受理された方には、「町有地公募売却入札開催通知書」を令和4年6月10日（金）までに送付いたします。

「町有地公募売却入札開催通知書」は大切に保管し、入札開催日当日に必ずご持参ください。

5 入札方法

町が定めた最低売却価格以上で、最も高い価格により入札した方を落札者として決定します。

(1) 入札及び開札の日時・場所

日時 令和4年6月15日（水）午前10時から

場所 由仁町新光200番地 由仁町役場 3階 大会議室

(2) 入札の参加者

ア 町有地公募売却一般競争入札参加申請書に記載された本人又は代理人が参加することができます。

イ 代理人の方が入札に参加される場合は、委任状（本書13ページ）が必要となります。

(3) 入札方法等

ア 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名、押印の上、所定の入札箱に投函してください。

- イ 記載方法については、(本書16ページ) をご参照ください。
- ウ 投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取り消しを行うことができません。
- エ 開札は入札後直ちに入札者の面前で行います。
- オ 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。
- カ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(4) 入札の未入札

入札参加者が、入札開始日時までに入札書等の提出を行わなかった場合は、未入札として取扱うものとします。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札参加資格の無い者がした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- エ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- オ 入札金額が最低売却価格に満たない入札
- カ 記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札
- キ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- ク 同じ物件について2通以上の入札書を投函した入札
- ケ 入札に関し不正行為のあった入札
- コ その他入札条件に違反した入札

6 契約の締結

- (1) 落札者には入札終了後、契約に必要な書類をお渡しします。
- (2) 売買契約の締結は、普通財産譲渡申請書を提出の上、令和4年7月1日(金)までに売買契約を締結していただきます。期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は由仁町に帰属することとなりますのでご注意ください。

7 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法があります。

- (1) 一括払い
売買契約締結と同時に、町が発行する納入通知書により、全額一括して支払っていただく方法。(入札保証金を売買代金の一部に充てることもできます。)
- (2) 契約保証金払い
売買契約締結と同時に、契約保証金として、売買代金の100分の10以上(円未満切上げ)納付していただき、その後、売買代金と契約保証金との差額を、町

が発行する納入通知書により30日以内に支払っていただく方法。(入札保証金を契約保証金の一部に充てることもできます。)

※契約保証金は売買代金の支払いが行われなかった場合には、由仁町に帰属することとなりますのでご注意ください。

8 所有権の移転

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとしします。
- (2) 土地は、現状有姿で建物、植木等を含めた引渡しとなります。
- (3) 所有権の移転登記は、公簿面積によるものとし、入札参加申込者の名義へ移転登記します。

売買代金完納後、買受者の請求により町が行います。

- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等は、買受者の負担となります。

9 地方自治法施行令（抄）

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(昭三八政三〇六・全改、平成一二政三七・一部改正)

申込提出書類一覧表

【個人での申込み】

番号	提出書類	備考
1	町有地公募売却一般競争入札参加申請書	第1号様式(印鑑登録証明書添付)
2	誓約書	第2号様式
3	委任状	第3号様式 代理人を立てる場合のみ
4	納税証明書	前年度分 市町村・都道府県民税 (非課税の場合は非課税証明書)
5	住民票	申込者分
6	入札保証金還付振込先指定書	

【法人での申込み】

番号	提出書類	備考
1	町有地公募売却一般競争入札参加申請書	第1号様式(印鑑登録証明書添付)
2	誓約書	第2号様式
3	委任状	第3号様式 代理人を立てる場合のみ
4	納税証明書	前年度分 契約行為を行う本店又は支店、営業所の所在によって (1) 町内 法人町民税 (2) 道内 法人事業税 (3) 道外 法人税
5	登記事項証明書	
6	入札保証金還付振込先指定書	

【注意事項】

- 1 申請書類一式は、契約、非契約に関わらず返却いたしません。
- 2 委任する場合、他の申請者から既に委任を受けている方に委任することはできません。
- 3 各証明書は申請日の3箇月以内に発行されてものとしします。

第1号様式

町有地公募売却一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

由仁町長 松 村 諭 様

町有地公募売却一般競争入札要領に記載する参加資格・条件・内容等及び現地の状況を承諾のうえ、次のとおり入札の参加を申込みます。

記

物 件 番 号		
物 件 所 在 地		
申 請 者 住 所		
申 請 者 氏 名	印 (実印)	
法 人 の 場 合	会 社 名	
	代 表 者 名	印 (実印)
	担 当 者 名	
電 話 番 号		

【注意事項】

- 1 添付書類 (個人の場合) 印鑑登録証明書
(法人の場合) 印鑑登録証明書・登記事項証明書
いずれも3箇月以内発行のもの
- 2 申込み1物件につき、1枚の申請書が必要となります。

【記入例】

第1号様式

町有地公募売却一般競争入札参加申請書

令和4年〇月〇日

由仁町長 松村 諭 様

町有地公募売却一般競争入札要領に記載する参加資格・条件・内容等及び現地の状況を承諾のうえ、次のとおり入札の参加を申込みます。

記

物 件 番 号	3	
物 件 所 在 地	由仁町馬追104番44	
申 請 者 住 所	由仁町新光200番地	
申 請 者 氏 名	由 仁 太 郎 印 (実印)	
法 人 の 場 合	会 社 名	
	代 表 者 名	印 (実印)
	担 当 者 名	
電 話 番 号	0123-83-2111	

【注意事項】

- 添付書類 (個人の場合) 印鑑登録証明書
(法人の場合) 印鑑登録証明書・登記事項証明書
いずれも3箇月以内発行のもの
- 申込み1物件につき、1枚の申請書が必要となります。

誓約書

令和 年 月 日

由仁町長 松 村 諭 様

(個人)

住 所

氏 名

実印

(法人)

所 在 地

会 社 名

代表者名

担当者名

実印

印

町有地売払いの競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約し、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び北海道警察に送付されても異議ありません。また、由仁町入札契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当していないことを誓約するとともに、当該措置要件の該当の有無について、北海道警察に照会されても異議ありません。

町税等の滞納がないことを誓約するとともに、滞納の有無について、関係部署に照会されても異議ありません。

入札保証金還付振込先指定書

令和 年 月 日

由仁町長 松 村 諭 様

住 所

氏 名

印

落札にいたらなかった場合には、納付した入札保証金を次の口座に振込み願います。

【振込先】

銀行	本店 支店	普通預金・当座預金 貯蓄預金・ ()
口 座 番 号	口 座 名 義	フリガナ

委任状

令和 年 月 日

由仁町長 松村 諭 様

住 所
氏 名
(会社名・代表者名) 実印
実印

私は、次の者を代理人と定め、一般競争入札及びこれに付帯する権限を委任します。

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

代理人使用印

委任事項

次の入札及び改札に関する一切の件

物件番号	物件所在地	面積 (㎡)
	由仁町	

【注意事項】

- 1 複数の入札に参加される場合、委任状は物件ごとに必要となります。
- 2 代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。

※入札では、この代理人使用印以外は使用できません。

【記入例】

第3号様式

委任状

令和4年〇月〇日

由仁町長 松村 諭 様

住 所 由仁町新光200番地
氏 名 由 仁 太 郎
(会社名・代表者名)

実印
実印

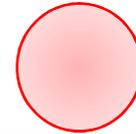
私は、次の者を代理人と定め、一般競争入札及びこれに付帯する権限を委任します。

(代理人)

住 所 由仁町新光 200 番地

氏 名 由 仁 花 子

代理人使用印



代理人の印は認印可

委任事項

次の入札及び改札に関する一切の件

物件番号	物件所在地	面積 (㎡)
3	由仁町馬追 104 番 44	398.61

【注意事項】

- 1 複数の入札に参加される場合、委任状は物件ごとに必要となります。
- 2 代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。

※入札では、この代理人使用印以外は使用できません。

第4号様式

入札書

由仁町長 松村 諭 様

地方自治法、同法施行令、由仁町契約事務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認のうえ、次の金額をもって入札します。

記

【入札物件】

物件番号	物件所在地
	由仁町

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札金額								

※金額の訂正は失格となります。

令和 年 月 日

(入札者) 住 所

(所 在)

氏 名

(会社名、代表者名)

実印

※本人が入札する場合は不要です。

(代理人) 住 所

氏 名

印

【注意事項】

- 1 使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録されて印鑑とすること。ただし、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人(委任者)の事項を記入(押印不要)し、代理人欄に代理人の事項を記入のうえ、委任状に押印された代理人の印鑑を押印すること。
- 2 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭に「¥」の記号を記入すること。

【記入例】

第4号様式

入 札 書

由仁町長 松 村 諭 様

地方自治法、同法施行令、由仁町契約事務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認のうえ、次の金額をもって入札します。

記

【入札物件】

物件番号	物件所在地
3	由仁町 馬追 104 番 44

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札金額		¥	○	○	○	○	○	○

※金額の訂正は失格となります。

令和4年○月○日

(入札者) 住 所 由仁町新光 200 番地

(所 在)

氏 名 由 仁 太 郎

(会社名、代表者名)

実印

※本人が入札する場合は不要です。

(代理人) 住 所

氏 名

印

【注意事項】

- 1 使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録されて印鑑とすること。ただし、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入のうえ、委任状に押印された代理人の印鑑を押印すること。
- 2 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭に「¥」の記号を記入すること。

入札日の持参品

1	町有地公募売却 入札開催通知書	一般競争入札参加資格が認められた方には、受付番号が記載された「町有地公募売却一般競争入札開催通知書」を令和4年6月10日（金）までに送付しますので、必ずご持参ください。
2	印 鑑	本人の場合は実印、代理人の場合は委任状の代理人使用印をと同一の印鑑をご持参ください。
3	委 任 状	代理人が入札に参加する場合に必要となります。
4	筆 記 用 具	黒色のボールペン

入札会場での手順

1 入札会場受付

(入札開始時間の15分前から)

- ・「町有地公募売却一般競争入札開催通知書」をお見せください。
- ・代理人の方は、「委任状」を提出してください。

2 入 札

- ・入札書に必要事項を記入、押印し（事前に用意しても結構です）所定の入札箱に投函してください。

3 開 札

- ・町が事前に定めた最低売却価格以上で、最も高い価格を入札した方を落札者として決定します。

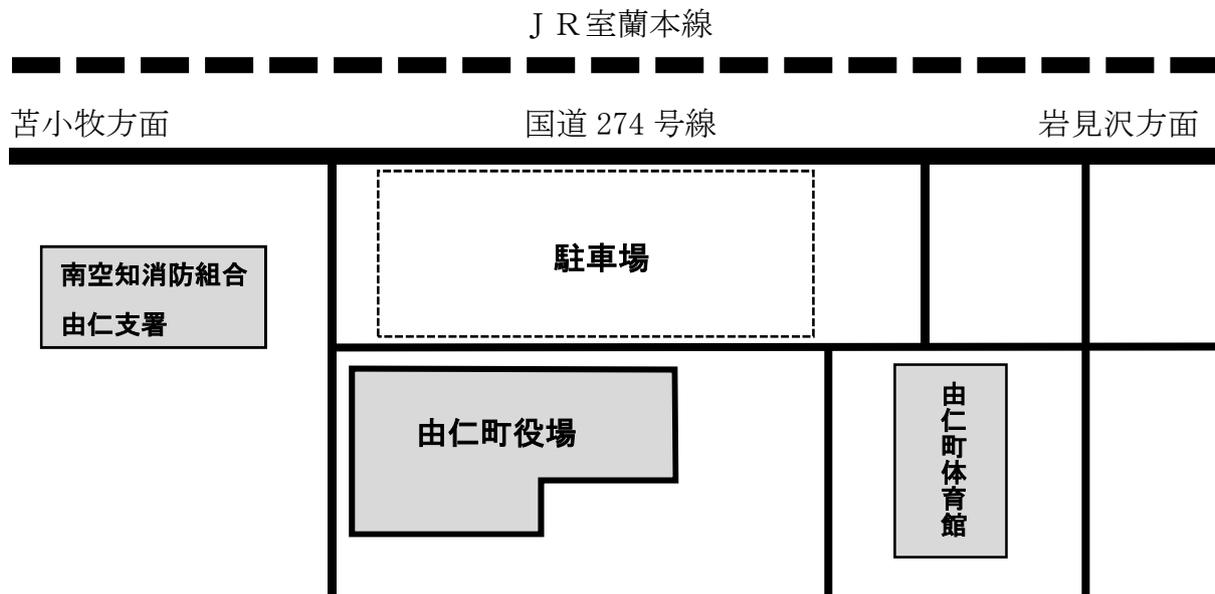
4 契約説明

- ・落札された方に契約手続、売買代金の納付、所有権移転登記などについて説明します。

5 入札保証金の還付

- ・落札にいたらなかった場合に入札保証金は、ご指定の口座に還付します。

入札参加申請書提出先・入札会場 案内図



町有地公募売却一般競争入札参加申込書提出先・問い合わせ先

由仁町総務課庶務・財政担当（庁舎 2 階）
〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光 200 番地
TEL (0123) 83-2111

入 札 会 場

由仁町役場 3 階 大会議室

入 札 辞 退 届

由仁町長 松 村 諭 様

次の利用により入札参加を辞退します。

記

入札名称 町有地公募売却一般競争入札

物件番号

物件所在地

辞退理由

令和 年 月 日

住 所
氏 名

実印

代理人氏名

印

【注意事項】

- 1 この届は、入札執行前には、町総務課に直接持参又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る）してください。
- 2 入札執行中には、この届又はその旨を明記した入札書を、入札執行宣言の前に入札執行者に直接提出してください。

町有財産売買契約書（案）

由仁町（以下「売主」という。）と（以下「買主」という。）は、次のとおり次の条項により不動産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売主は、次に掲げる物件（以下「本物件」という。）を買主に売り払い、買主はこれを買受けるものとする。

所在地	地目	面積(m ²)
由仁町		

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（売買代金の支払い）

第3条 売買代金は、売買契約締結と同時に、売主の発行する納入通知書により、一括して売主の指定する金融機関に納入しなければならない。ただし、次条の契約保証金を納付する場合は、この限りではない。

2 買主は、契約保証金を納付する場合には、売買代金を契約締結日から30日以内に、売主の発行する納入通知書により、一括して売主の指定する金融機関に納入しなければならない。

（契約保証金）

第4条 買主は、前条第1項の規定による場合のほか、売買契約を締結する場合には、契約保証金として金 円を本契約と同時に売主に納付するものとする。

2 契約保証金は売買代金の一部に充てることができる。

（所有権の移転）

第5条 本物件の所有権は、買主が第2条に規定する売買代金を完納したときに売主から買主に移転するものとする。

2 買主は、登記嘱託請求書を売主に提出し、売主は前項により売買物件の所有権が移転した後、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託する。

（所有権移転の登記及びその費用）

第6条 所有権の移転登記は、売主において行うものとし、その登記に必要な登録免

許税その他の費用については買主の負担とする。

(物件調査等)

第7条 売主は、本物件について、埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等を行わない。

買主は、本物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分、ゴミ、ガラ、その他埋設物があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、買主の負担となることを了承した上で買い受けるものとする。

なお、地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様とする。

2 本物件の面積と登記簿記録の面積との間に差異が生じても、売主は、地積更正登記の責を負わないものとする。

3 前2項は、第9条の契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第8条 買主は、この契約締結の時から本物件の引渡しの時までにおいて、本物件が売主の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、この契約締結後、本物件に関して本契約の内容に適合しない状態(契約不適合)があることを発見しても履行の追完、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、買主が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、引渡しの日から2年間は、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 買主は、この契約の義務を履行しないため、売主に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約等の費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(信義則)

第13条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定等)

第14条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、売主と買主とが協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所の所在地を管轄する第一審裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主 住所 夕張郡由仁町新光200番地
氏名 由仁町長 松 村 諭

買主 住所
氏名

入札物件調書

物件調書は、入札希望者が物件の現況等を確認される上での参考資料です。
入札の前に、必ず現地の状況及び諸規制をご確認ください。
開発等（建築を含む）に当たっては、物件調書に記載の事項以外にも、建築基準法、文化財保護法等の各法令及び条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は各関係機関に御確認ください。
物件は、現状引渡しとなります。

申込期間 令和4年5月2日（月）から5月31日（火）

入札日時 令和4年6月15日（水）午前10時

由仁町総務課

物 件 調 書

物 件 番 号	1		
所 在 地	由仁町馬追104番17		
地 積	305.10㎡	地 目	宅地
道路と敷地の関係	南側町道に接道		
最低売却価格	1,895,000円 (6,211円/㎡、20,500円/坪)		
交 通 機 関	鉄 道	J R 由 仁 駅	東 方 約0.6km
付近の公共施設等	小学校	町立由仁小学校	南東方 約1.7km
	中学校	町立由仁中学校	南東方 約1.7km
	病 院	町立診療所	北 方 約0.3km
	樋・下樋	前面道路配管	有

契
約
条
件

- ・売却面積については登記簿面積となります。
- ・土地は、植木等を含む現状での引渡しとなります。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用できません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用はできません。

そ
の
他

- ・契約にかかる諸費用は、契約者の負担となります。
- ・土壤汚染調査は行っていません。



物 件 調 書

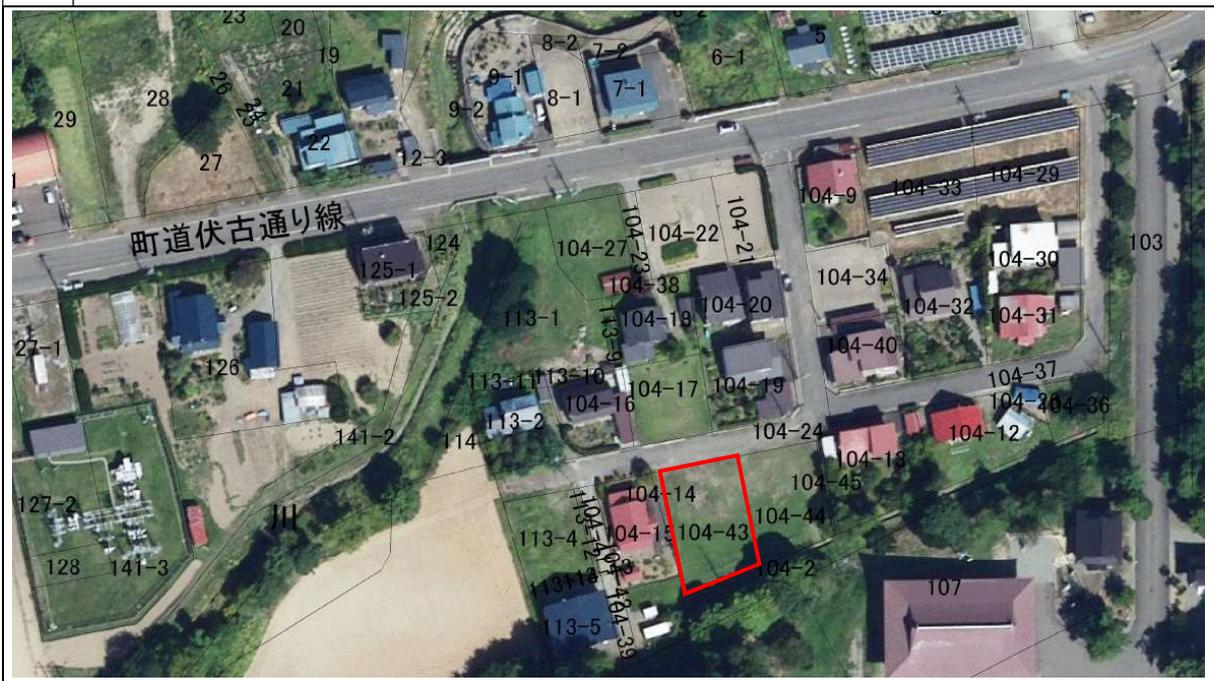
物 件 番 号	2		
所 在 地	由仁町馬追104番43		
地 積	463.85㎡	地 目	宅地
道路と敷地の関係	北側町道に接道		
最低売却価格	2,881,000円 (6,211円/㎡、20,500円/坪)		
交 通 機 関	鉄 道	J R 由 仁 駅	東 方 約0.6km
付近の公共施設等	小学校	町立由仁小学校	南東方 約1.7km
	中学校	町立由仁中学校	南東方 約1.7km
	病 院	町立診療所	北 方 約0.3km
	樋・下樋	前面道路配管	有

契
約
条
件

- ・売却面積については登記簿面積となります。
- ・土地は、植木等を含む現状での引渡しとなります。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用できません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用はできません。

そ
の
他

- ・契約にかかる諸費用は、契約者の負担となります。
- ・土壤汚染調査は行っていません。



物 件 調 書

物 件 番 号	3		
所 在 地	由仁町馬追104番44		
地 積	398.61㎡	地 目	宅地
道路と敷地の関係	北側町道に接道		
最低売却価格	2,476,000円 (6,211円/㎡、20,500円/坪)		
交 通 機 関	鉄 道	J R 由 仁 駅	東 方 約0.6km
付近の公共施設等	小学校	町立由仁小学校	南東方 約1.7km
	中学校	町立由仁中学校	南東方 約1.7km
	病 院	町立診療所	北 方 約0.3km
	樋・下樋	前面道路配管	有

契
約
条
件

- ・売却面積については登記簿面積となります。
- ・土地は、植木等を含む現状での引渡しとなります。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用できません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用はできません。

そ
の
他

- ・契約にかかる諸費用は、契約者の負担となります。
- ・土壤汚染調査は行っていません。



物 件 調 書

物 件 番 号	4		
所 在 地	由仁町三川旭町91番、142番		
地 積	91 番 79.33 m ²	142 番 278.79 m ²	地 目 宅地
道路と敷地の関係	東側町道に接道		
最低売却価格	1,128,000円 (3,150円/m ² 、10,395円/坪)		
交 通 機 関	鉄 道	J R 三 川 駅	南 方 約 0.4km
付近の公共施設等	水・下水道	前面道路配管 有	

契
約
条
件

- ・売却面積については登記簿面積となります。
- ・土地は、植木等を含む現状での引渡しとなります。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用できません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用はできません。

そ
の
他

- ・契約にかかる諸費用は、契約者の負担となります。
- ・土壌汚染調査は行っていません。

